



## 『社会保険料（国民年金保険料）控除証明書』が発行されます



～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

問 佐賀年金事務所 ☎0952-31-4191 / 市民課 保険年金係 ☎0952-75-2159

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・住民税などの社会保険料控除として、その年の所得金額から控除できます。

控除の対象となるのは、その年の1月1日から12月31日までに支払った保険料です（過去の保険料を支払った分も含まれます）。また、家族の国民年金保険料を支払った場合、その保険料も合わせて控除の対象となります。

なお、国民年金保険料の社会保険料控除を受けるた

めには、年末調整や確定申告を行う際に、領収書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要になります。今年中支払い分は、日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収書を添付してください。

※「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った場合、郵送は行われません

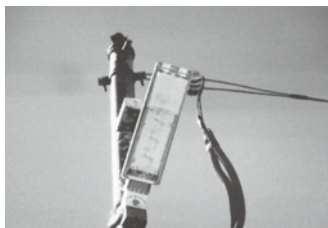
お知らせ

### 証明書はいつ送付されるの？

- 令和6年1月1日から令和6年9月30日までの間に支払った人  
→ 令和6年10月下旬から11月上旬
- 令和6年10月1日から12月31日までの間に支払った人（上記対象者を除く）  
→ 令和7年2月上旬



■砂原区自治会  
【防犯灯の更新整備】  
区内の防犯灯をLED電灯に更新整備しました。これにより区内住民の安心・安全な生活の基盤を支えることが期待されます。



▲LED防犯灯

■明治佐賀区自治会  
【屋外放送設備の整備】  
区内に屋外放送設備を整備しました。緊急時や災害時の情報伝達ツールとして、区内住民の安心・安全な生活の基盤を支えることが期待されます。



▲屋外放送設備

一般財団法人自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報の一環として宝くじの受託事業収入を財源としたコミュニティ助成事業を実施しています。今回は、令和6年度に採択を受けた2事業（明治佐賀区自治会、砂原区自治会）の取り組みを紹介します。

令和6年度  
コミュニティ  
助成事業の紹介  
問 総合政策課 地域づくり係  
☎0952-75-2116



多々市での開業実績多数

## 多々市チャレンジショップ

-新規出店者募集-

特典

広報費1/2補助（上限あり）  
家賃 12,320円（月額）  
無料の経営指導

2025年4月からの  
入居者募集中  
2年間

チャレンジ  
ショップで開業  
の夢を叶え  
られた♪

広告



【問い合わせ】一般社団法人たく21 TEL:0952-20-2203 担当：光武・竹内